

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
1	高井田河川敷運動広場と大和川河川敷緑地公園それぞれについて、指定管理者の管理区分の境界が分かりにくい箇所があります。指定管理者が管理する区域及び対象となる施設・設備（電気・水道等）を確認できる管理区域図、施設台帳等を、開示してください。また、国、市、その他の団体（築留土地改良区など）が管理する部分がある場合は、その区分を教えてください。	高井田河川敷運動広場および大和川河川敷緑地公園の管理区域並びに対象施設については、別紙資料のとおりです。（参考資料7） なお、当該区域内に電気及び水道等の設備はありません。 また、築留土地改良区が管理する区域の区分についても、別紙資料のとおりです。
2	受付対応業務のおおよその年間対応件数と現在の実施体制、指定管理者が管理事務所や倉庫として使用できる場所があるかについて教えてください。	受付業務の年間の対応件数については、別紙資料のとおりです。（参考資料8） 現在の実施体制については、職員による窓口での書面対応を行っています。 また、指定管理者が使用可能な管理事務所や倉庫等については、現在のところありませんが、事業者からの提案等を踏まえ、検討します。
3	参考資料4の維持管理に係る支出項目毎の事業経費内訳をお示しください。これについて、令和3年度から令和7年度実績及び令和8年度当初予算額をお示しください。	参考資料4の維持管理に係る支出項目毎の事業経費内訳（令和3年度から令和7年度の実績、令和8年度当初予算額）については、別紙資料のとおりです。（参考資料9）
4	参考資料4では、令和8年度から灌水工、施肥工及び目土掛工を廃止し、芝・草刈工を年6回に変更したとありますが、現地を確認したところ、現時点で枯れが目立つ箇所が散見されます。現在の管理水準で特段の支障はないという認識でしょうか。現時点で利用者や周辺住民から、芝生の状態改善や、その他草地管理についての苦情・要望がありましたら、ご教示ください。	芝生管理については、利用状況や施設の特性を踏まえ、必要な維持管理水準を確保することを基本としています。 令和8年8月時点で管理水準に対する苦情要望はありません。 令和9年度以降の管理内容については、今年度の芝生の状況、維持管理コスト、利用者からの意見等を確認しながら、必要に応じて対応を検討します。
5	参考資料3では、経年劣化を含む1件30万円以下の補修・修繕は指定管理者負担とされていますが、直近5ヶ年の補修・修繕実績をお示しください。また、増水時の仮設トイレの退避について、実施要領では移動式仮設トイレ（トイレカー）1基と記載されていますが、指定管理開始の令和10年4月1日までにトイレカーが導入されているとの認識でよろしいでしょうか。また、漂流物撤去について、直近5ヶ年の撤去・処分の実績（処分量及び処分費用）をお示しください。	補修・修繕についての令和3年度から令和7年度の実績については、別紙資料のとおりです。（参考資料9） トイレカーについては、令和9年度内での導入を予定しています。 漂流物撤去については、ペットボトルや流木はありましたが、少量のため記録しておらず費用（撤去費用・処分費用）は発生していません。

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
6	現在、公園とは別管轄（総務課）で除草等の管理をしているようですが、現地見学の際に、今後は公園と一体で維持管理対象となる可能性をお伺いしました。ついては、河川敷駐車場における除草回数及び除草を含めた維持管理に係る支出金額を、過去５ヶ年をお示しください。	河川敷駐車場の平面部分の草刈は年1回、市民総合フェスティバルの実施に合わせて10月中に職員で行っています。委託料の実績はありません。 作業はおおよそ6人×6時間程度、収集処分は草刈後に市所有のごみ収集車にて回収して、全体で8時間程度の作業です。
7	今回のサウンディング対象である大和川河川敷緑地公園、高井田河川敷運動広場、河川敷駐車場、庁舎前駐車場における苦情の内容・対応方法をご教示ください。	大和川河川敷緑地公園と高井田河川敷運動広場では、数年に1回程度ボール遊びに対する苦情があり、注意喚起を行うことがあります。 河川敷駐車場、庁舎前駐車場では、管理運営上の苦情は特に受けておりません。
8	河川敷公園の敷地は河川区域内であり、河川占用許可を受けているとのことですが、指定管理者その他の民間事業者がイベントを実施する場合、河川法に基づく占用許可等（河川法24条、26条）は不要であり、河川法上の使用料も発生しないとの理解でよろしいでしょうか。また、自主事業の内容を検討するにあたり、参考資料2に記載されているグラウンド・ゴルフ、市主催行事、民間イベントのうち、指定管理開始後も継続することが現時点で決まっており、優先的に利用日を確保する必要があるものがあれば教えてください。	すでに占用許可を得ている区域内では、河川法第24条の許可は不要ですが、工作物を設置する場合は26条の申請が必要になります。 ただし、具体的な事業内容に応じて、河川管理者等との協議や関係法令の手続きが必要となる場合があります。 自主事業については、河川区域内の特性を踏まえ、安全性や周辺環境への影響を考慮しながら実施いただくようお願いします。 継続で実施することが現時点で決定している事業については、一定優先的に利用日の確保をお願いしたいと考えますが、主催者との交渉の結果で日時の変更が可能であれば自主事業を妨げるものではありません。
9	参考資料4に記載されているイベント時の仮設工作物に係る使用料について、テントや看板が有料である一方、キッチンカーなどは無料となっております。仮設工作物の占用による使用料発生の有無の基準を教えてください。	柏原市都市公園条例に基づき、使用料を徴収しています。 キッチンカーは移動できるため、仮設工作物には該当しません。 具体的な徴収については、参考資料4のイベントに伴う徴収例のとおりとなります。

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
10	現地を確認したところ、河川敷でイベントを行う際に使用できる常設の電源、給水設備等が確認できませんでした。イベントで使用できる常設の電源、給水設備はなく、全て事業者による持込みが必要、という認識で間違いないでしょうか。また、過去のイベント開催時の仮設トイレの追加設置、ごみ箱の設置状況について、ご教示ください。	現状、河川敷内にはイベント利用を目的とした常設の電源や給水設備等は整備されていません。イベント実施に必要となる設備については、事業者側で準備しています。 また、過去のイベント開催時における仮設トイレの追加設置はありませんが、イベントによっては実施事業者がごみ箱の設置をしておられます。 現在設置しているトイレは公園利用者の利用を想定しているため、指定管理者制度の導入によりイベント回数の増加が見込める場合は、事業者のノウハウや創意工夫を活かした提案をお願いします。
11	河川敷でのイベント開催にあたり、火器使用、酒類の提供、音響設備、夜間利用、宿泊を伴う催し等について、現時点で主な制限があれば教えてください。	柏原市大和川河川空間利用調整協議会（運営委員会）の承認と適切な安全対策（防火・警備・近隣配慮等）を講じ、必要な届出や許可を受けることを前提に、火気使用、酒類提供、音響、夜間・宿泊を伴う催しのいずれについても、イベント内容に応じて個別に検討する方針です。
12	芝生広場部分において、多数の来場者や設営車両の乗入れにより、芝生や地面が傷むことも考えられます。イベント後の清掃、芝生の補修、わだち等の復旧について、過去のイベント開催時は、全てイベント主催者の負担にて行っていたのでしょうか。また、主催者に保険加入や原状回復費用の負担を求めた実績があれば教えてください。	過去のイベント開催時において、清掃はイベント主催者で行っています。芝生の補修やわだちの復旧を要する事案は発生していないため、主催者へ原状回復費用を求めた実績はありません。 指定管理者制度の導入後は、イベント回数や利用内容の増加により補修の必要性が想定されるため、イベントに伴う原状回復のルールや負担区分については、指定管理者のもとで適正に定めて管理いただくようお願いします。
13	近隣住民等から寄せられた苦情があれば教えてください。また、イベント受付時に主催者側に伝達している注意事項等もお教えください。	過去のイベント開催における苦情については、イベント後のゴミの散乱に関するものが少数寄せられているほか、匿名による交通渋滞に関するものが2件ありました。その他の大きな苦情等は特に聞いていません。 なお、イベント主催者への注意事項としては、周辺環境への配慮や騒音対策、ごみ処理の徹底、および国道25号の渋滞が発生しないよう交通整理などの対策を講じるよう注意喚起を行っています。

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
14	イベント開催に際して、使用可能な備品などがあれば、お示してください。また、河川敷駐車場の入口横にあるブース内の備品は、市所有でしょうか。	カヤック、SUP、および水上アクティビティの船着き場とするフロート等の関連物品については、お貸しすることが可能です。しかしながら、それ以外のイベント開催に使用可能な備品等は、ありません。また、河川敷駐車場ブース内に保管されている備品は市所有で、イベント等で使用することはできませんのでご注意ください。
15	現在集客イベントに関する広報で活用している媒体をご教示ください。また、広報に関する現状と課題をご教示ください。	現在、イベント等の広報については、市ホームページや広報誌、SNSを活用しているほか、公立小学校でのチラシ配布等を行っています。 一方で、現状の広報は市内を中心とした情報発信が多く、市外からの来訪者を増やすためには、情報発信の媒体や手法についてさらなる工夫が必要であると考えています。 今後の指定管理においては、民間事業者のノウハウを活かした積極的な情報発信や集客について期待しています。
16	駐車場の有料化を検討するため、河川敷駐車場及び庁舎前駐車場の利用状況について、市で把握されている範囲で、直近5ヶ年の利用台数、曜日・時間帯ごとの利用状況、平均的な駐車時間、満車になる頻度等を教えてください。また、駐車場の有料化を検討するにあたり、来庁者への減免措置、駐車料金、供用時間、等々について、市として現時点で検討している、もしくは決まっていることがあれば教えてください。	統計を取っていないので5年の利用台数等の情報はありません。特定日について調査した結果は別紙資料のとおりです。（参考資料10） 現時点では、来庁者への減免措置、駐車料金等について、具体的な方針は決定していません。今後、指定管理業務の内容や事業者からの提案等を踏まえ、検討します。
17	現地見学会の際に総務課の方が示されていた各出入口の運用詳細が記載された資料について、改めて開示ください。	別紙資料のとおりです。（参考資料11）

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
18	現地見学会にて満車になることはないとお聞きしましたが、従前までのイベント開催実績において、河川敷駐車場と庁舎前駐車場で基本的には全て収容できたのでしょうか。また、イベント時に周辺道路で渋滞等が発生するトラブルの実績があれば、詳細をお示しください。	イベントがない時に満車になることはありませんが、イベント開催時には満車になることがあり、駐車場が無料であることから、入場待ちによる周辺道路の渋滞や苦情が発生した実績があります。そのため、事前に公共交通機関での来場や駐車場に限りがあることを周知すること、および当日満車になった際は看板を設置する等の対応を行うよう、事業者に伝えています。 また、周辺に有料駐車場があるため、利用者の判断で対応していただいています。 なお、渋滞が発生するかやその対応については、想定する来場者数などをもとに、事前に警察との協議が必要になります。
19	河川敷駐車場について、常時閉場としており、イベント時にのみ開場しているとのことですが、日常的に閉場している理由を教えてください。	監視員等を常駐させることができないため、管理上の問題が起きた時に対応することが困難なためです(例:長時間駐車、河川増水時の緊急対応、芝生地帯への車の乗り入れ等)。
20	今回の指定管理期間中のリビエールホールの利用について、現時点で想定している、利用可能となる時期や、利用できる範囲について教えてください。具体的な条件がまだ決まっていない場合は、今後のスケジュール感についてお示しください。	現時点では、休館中であり利用はできません。 今後については、サウンディング型市場調査を実施するなど検討段階であり、決定しているスケジュールはございません。
21	今後、リビエールホールを再開・利活用する場合の管理運営については、柏原市の直営管理又は指定管理者制度の導入のいずれを想定しているのでしょうか。	直営管理、指定管理者いずれの方式も排除せず検討している段階です。
22	指定管理料について、5年間（令和10年4月～令和15年3月）の総額または年額の目安をご掲示いただくことは可能でしょうか。※積算の考え方（人件費相当分、維持管理費相当分の内訳）についてもお示しください。	指定管理料については、対象施設の管理内容、必要経費、業務範囲等を踏まえて算定する予定です。 現時点での考え方や積算条件については、募集条件の整理段階で示す予定です。

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
23	河川敷駐車場および庁舎前駐車場を有料化した場合、全額が指定管理者の収入となりますでしょうか。もしくは、一部を市へ納付する仕組みを想定されてますでしょうか。	現時点では、河川敷駐車場の料金収入及び市庁舎前駐車場の有料化に伴う料金収入の取扱い（指定管理者の収入とするか、市への納付を求めるか等）について、具体的な方針は決定していません。今後、指定管理業務の内容や事業者からの提案等を踏まえ、検討します。
24	大和川河川敷緑地公園・高井田河川敷運動広場には水道・電気等のインフラ設備が一切ないとのことですが、指定管理者が事業実施のために新たに整備する場合、費用負担は市・事業者のいずれが想定されていますでしょうか。	自主事業での提案をお願いします。
25	護岸・堤防斜面の草刈りについて、大和川河川事務所が管理している箇所すべて指定管理者の引き継がれるのでしょうか。範囲の境界を具体的にお示しいただけますでしょうか。	管理区域図は、別紙資料のとおりです。（参考資料7）
26	ゴミ（不用品、不要物、廃棄物等）発生した場合について、河川で燃やせるものは燃やしてもよいのでしょうか。	河川敷内で発生するごみ等については、関係法令及び廃棄物処理に関するルールに基づき適切に処理する必要があります。 なお、河川敷内での焼却については、法令等による制限があるため、実施することはできません。
27	河川の環境を綺麗にする為、植物を植えてもよいのでしょうか。	河川敷内への植栽については、河川区域内であることから、河川管理者との協議や必要な手続が必要となる場合があります。 景観向上等を目的とした取組については、安全性や維持管理面を踏まえ、関係機関と協議しながら検討します。
28	トイレカー導入の場合の汲み取り費用について、「イベント主催者の仮設トイレを設置させる」方式と「管理者側で設置し費用を利用料金に反映させる」方式のいずれを市として想定・推奨されていますでしょうか。	これまでは、公園利用者用として移動式トイレを設置してきました。 指定管理者制度の導入により、イベント回数の増加が見込める場合は、事業者のノウハウや創意工夫を活かした提案をお願いします。

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
29	庁舎前駐車場の有料化にあたり抵触する可能性があるとする「駐車場法上の制約」について、具体的にどの条項・想定が問題となるのかご教示いただけますでしょうか。	駐車場法施行令第7条第1項第1号イ「道路交通法第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分」のうち、「横断歩道」が該当しています。
30	公用車枠を除いた一般用、障がい者用、多目的用スペース（合計133台分）について、有料化を前提とした運用スキームの教養範囲をご教示ください。	有料化できない範囲はリビエールホールに隣接した公用車駐車場及び南端の応急水栓横の公用車駐車枠のみですが、市内循環バスの運行等の妨げにならないようにする必要があります。
31	リビエールホール休館の理由（老朽化、耐震性等）についてご教示いただけますでしょうか。また、指定管理者による改修や用途変更は、どの範囲まで可能でしょうか。	リビエールホールは新耐震基準に基づき建設された建物であり、現時点では躯体そのものに大きな問題があるとは認識しておりません。 一方で、竣工から28年が経過し、空調、電気設備をはじめ、ホールの運営に必要な音響、照明、吊りものなどの設備について老朽化が進んでおります。また、照明設備のLED化など、社会的な要求への対応も必要となっています。 こうした施設の状況に加え、市の財政状況や今後の維持管理に要する費用なども踏まえ、施設の今後の在り方を検討する必要があると判断いたしました。 活用にあたっては、改修、用途変更について制限は設けておりませんので自由な発想でご提案ください。
32	リビエールホールについて施設の一部区画のみを利用する場合、当該区画の空調・電気等のインフラは使用可能な状態でしょうか。	使用可能なものとそうでないものがあります。 特に空調については、老朽化が進んでおり更新が必要な場合があります。 また、現在休館中ですので、使用の際は、各関係機関との手続きが必要になると考えます。
33	本サウンディングおよび今後の公募について、単独事業者による応募のほか、複数事業者による共同事業体（JV）としての応募・参加は可能でしょうか。	共同事業体による応募については、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、今後策定する募集要項等において整理します。

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
34	指定管理者における必要な資格等がありますでしょうか。	指定管理者に求める資格、許認可及びその他の要件については、対象施設の特性や業務内容を踏まえ、募集要項等で整理します。 現時点では、具体的な条件について検討中です。
35	過去の実績等は、必要でしょうか。	指定管理者の選定にあたり、対象施設の特性や業務内容を踏まえ、必要な能力や実績を参加要件とするかについては、今後策定する募集要項等において整理します。
36	現在実施の芝刈り業務で発生している排出量をご教示願います。	令和7年度の芝刈り業務における刈り草の排出量は、13,420kgです。
37	現在設置されている花壇の整備について、現在の業者の実施状況をご教示願います。	現在設置されている花壇については、草刈りのみを行っており、植栽は行っていません。今後の活用が課題となっています。
38	移動式トイレの給水頻度とその量、汲み取り頻度及び汲み取り量について、現在業者の状況をご教示願います。また、移動式トイレの近くに給水用の水道があるかご教示願います。	現在設置している移動式トイレについては、週1回の給水及び清掃業務を委託しています。 汲み取りについては、利用状況に応じて依頼しており、令和7年度の実績では、年間7回（1回約1050ℓ）となります。 また、給水用の水道については、委託事業者での対応となっています。
39	本業務においてイベント実施時の駐車場（河川敷、庁舎前）利用の詳細（利用台数、誘導員の配置など）をご教示願います。	イベント開催時の駐車場利用については、イベント規模や内容に応じて事業者にて誘導員の配置など対応していただいています。 河川敷駐車場の集計はありませんが、庁舎前駐車場については別紙資料のとおりです。（参考資料10）

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
40	本業務において、イベント開催時以外の河川敷駐車場利用の詳細（利用台数、誘導員の配置など）をご教示願います。	イベント開催時以外の河川敷駐車場利用の詳細は、参考資料2のとおりです。
41	本業務において、イベント以外の河川敷利用中の「①警察による水難救助訓練」「②自衛隊による河川架橋訓練」については、開始前後のバリカー開閉のみで宜しいでしょうか。また、訓練の実施日程は、柏原市様より年間予定などを事前に開示いただけるのでしょうか。	前段については、お見込みのとおりバリカー開閉のみです。 後段については、事前に申請・許可の手続きを行っているため、日程等がわかり次第、開示いたします。 なお、警察による水難救助訓練は年によりますがおおむね6月と11月、自衛隊の訓練はその有無、時期は年によります。 令和元年度は11月18日から22日まで、令和5年は8月末から9月8日まで、令和6年度は令和7年1月14日から17日まででした。
42	現在休館中のリビエールホールの休館期間の維持管理業務内容及びその費用を開示願います。	令和8年度の維持管理業務内容及びその費用については、別紙資料のとおりです。（参考資料12）
43	現在、庁舎前駐車場で営業されているキッチンカーですが、自主事業として台数を増やすことは可能でしょうか。	庁舎前駐車場は安全管理上3台としているので、指定管理業務の自主事業として増やす場合は、配置など協議によります。
44	キッチンカー使用の際、商用電源を使用し、その使用量を小メーターで確認し、キッチンカー出店者へ課金をしても宜しいでしょうか。	市の屋外コンセントを使用する場合については、使用量を適切に把握できる計量方法等を整備することを前提に、使用者に対して使用電力量に応じた実費相当額を負担していただく方法も含め、運用方法を検討します。
45	本業務において、監視カメラ導入や駐車場課金の為設備導入する際の費用分担についてご教示願います。	現時点では具体的な方針は決定していません。設備内容や事業内容、費用対効果等を踏まえ、今後検討していく考えです。

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
46	弊社のような合同会社が単独で今後の公募に参加することは可能でしょうか。また、指定管理者の公募にあたり、資本金や類似業務の実績といった参加要件を設ける予定があればお聞かせください。	法人格による参加制限については、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、幅広い事業者の参入可能性を考慮しながら整理します。 資本金、法人規模、類似業務実績等の参加要件については、今後策定する募集要項等で示します。
47	本事業は4施設を一括した包括指定管理とされていますが、指定管理者に期待する役割を、維持管理と受付対応を中心とした施設管理とお考えでしょうか。それとも、日常利用の掘り起こし、イベントの企画・誘致、地域の事業者や団体との連携、情報発信までを含めたエリアの運営（エリアマネジメント）とお考えでしょうか。市の想定をお聞かせください。	本事業については、施設の適切な維持管理に加え、利用促進や地域活性化につながる取組についても期待しています。 イベントの企画・誘致、地域事業者や団体との連携、情報発信等については、指定管理者の創意工夫を活かした提案を期待しています。
48	対象区間について、国土交通省の「かわまちづくり」の登録に申請する予定はありますでしょうか。河川敷には現在、電気・水道・照明・通信環境・常設トイレがありません。これらの基盤整備についてかわまちづくり支援制度など、国の交付金・補助制度を活用する予定はありますでしょうか。市の検討状況をお聞かせください。	今後の指定管理者制度の活用状況を踏まえながら「かわまちづくり」制度の活用を検討していきます。
49	選定にあたり、維持管理費の見積金額だけでなく、市内または近隣に活動拠点をもち日常的に現場対応ができること、地域の事業者・団体との連携実績、市民参加の実績といった、エリアの運営に関わる能力を評価項目に含める考えはありますでしょうか。	指定管理者の選定にあたっては、価格面だけでなく、施設運営能力、利用促進に向けた提案内容、地域との連携等について総合的に評価することを想定しています。 具体的な評価項目については、募集要項等で整理します。
50	出店者やイベント主催者の選定を指定管理者の判断で行うこと、また区域全体の景観を保つためにサイン・什器・テントの意匠などのデザイン基準を指定管理者が定めることは可能でしょうか。	出店の可否につき、合理的かつ公平な基準を作成し、その基準に基づき判断すべきであると考えます。 デザインの基準は府の屋外物広告条例等の法令に抵触しないのであれば特に制限するものではありません。 ただし、河川敷全体の秩序や安全、景観維持の観点から、策定した基準や選定結果の運用については、事前に柏原市大和川河川空間利用調整協議会（運営委員会）と協議・共有いただく方針です。

包括指定管理に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

No.	質問内容	回答
51	庁舎前駐車場の有料化について、料金体系や徴収方法の設定は指定管理者の提案に委ねられるのでしょうか。また、ゲート等の設備投資が必要となる場合の費用負担の考え方をお聞かせください。	料金体系や徴収方法については、現時点で具体的な方針は決定していません。 今後、事業者からの提案等を踏まえ、実現可能性や費用対効果等を考慮しながら検討します。 なお、ゲート等の設備投資が必要となる場合の費用負担についても、現時点では具体的な方針は決定していません。設備内容や事業内容、費用対効果等を踏まえ、今後検討していく考えです。
52	大和川の水面を利用したアクティビティ（カヌー、SUPなど）を自主事業として実施することは可能でしょうか。	自主事業については指定管理者の提案によるものとしており、河川敷や水面を活用したアクティビティについては、これまでのイベントでの実施実績もあります。 なお、実施にあたっては、河川管理者等との協議や必要な手続き、および確実な安全管理体制の確保が必要となりますが、本市の魅力向上に資する自由で積極的な提案を期待します。
53	現地への常駐は要件とされるのでしょうか。常駐を求めない場合、現場までの到達時間など、対応体制についての基準をお考えでしたらお聞かせください。	指定管理者の勤務体制や現地対応方法については、施設運営上必要なサービス水準を確保できることを前提として、提案内容を踏まえて整理します。 常駐の必要性や緊急時の対応体制については、募集条件の中で示す予定です。
54	国道25号を挟んだ河川敷との回遊性と安全な動線の確保（横断歩道の整備や視覚的なつながり）について、市による整備の予定や検討状況をお聞かせください。	河川敷と周辺地域との回遊性向上や安全な動線確保については、施設利用促進の観点から重要な課題であると認識しています。 横断歩道等の道路環境整備については、関係機関との調整が必要となるため、今後の検討課題とします。